

■ 固定資産税

1月1日現在で
固定資産（土地・家屋・償却
資産）を所有している方に對
して課税されます。



納税通知書は、7月上旬に
送付します。

昨年と状況が変わらないはず
なのに、税額が高くなつた方
次のいずれかの要因が考え
られます。

①土地の課税標準額が上
がつた。
②新築住宅に対する軽減が終
了した。

家屋を取り壊したのに、税額
が高くなつた方

土地の上に一定要件を満た
す住宅があると、その土地に
係る税額が特例により軽減さ
れます。

しかし、住宅を取り壊すこと
でその特例から外れ、税額
が高くなることがあります。

■ 軽自動車税

4月1日現在の
所有者（使用者）に對して課
税されます。

使用していない軽自動車の
廃車手続きをされていない場
合は、軽自動車税が課税され
続けますので、早急に手続き
をお願いします。

納税通知書は、5月上旬に
送付します。



■ 後期高齢者 医療保険料



後期高齢者医療保険料は、
75歳以上の方（65歳以上で一
定の障がいのある方を含む。）

が加入者となつて納めていただ
くものです。

平成26年度から
12、13ページのとおり、保険
料率等が変更されています。

普通徴収の方の納入通知書
は、6月中旬に送付します。
決定通知書は、7月中旬に送
付します。なお、お申し出に
より口座振替に切り替えるこ
とができます。ご希望の際は、
事前にご連絡ください。

減免とは、納付すべき額の
一部または全部を免除するも
のです。

ご希望の際は、納税通知書
が届いてから納期限の7日前
までに申請にお越しくださ
い。

※申請に必要なものは、事前
にお尋ねください。

▼ 軽自動車税の減免

軽自動車の所有者（使用者）
本人やご家族に一定の障がい
があるなどの場合に、減免を
受けすることができます。

▼ その他の減免

解雇・病気・災害などで以
前より著しく所得が減少した
などの場合に、減免を受ける
ことができます。

ただし、生計を一にする方
の資力の状況などにより生活
に支障がないと認められると
きは、受けられません。

いずれにしても、何らかの
理由で納付が困難な方は、お
早めにご相談ください。

減免について

平成26年度 町税等納期限一覧表

納期限	期別	税目等	期別	税目等
6月2日	全	軽自動車税		
6月30日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月1日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
9月30日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
10月31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月1日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
1月5日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※上記の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。